

# DV 調査せず認定

## 名古屋地裁 県と妻に賠償命令

妻が申し出たドメステイックバイオレンス(DV)被害を愛知県警が調査せずに認めたのは不当

と県は控訴した。福田裁判長は「DVの主張が事実無根とは言えないが、診断書がなく誇張した可能性がある」と述べ、妻が子供と夫との

面会を阻むためにDV被害を訴えたと判断。県警が必要な調査を怠ってDVと判断したのは違法だと結論づけた。

福田裁判長はさらに「別居する親と子供の面会を妨害するためのDV支援制度の悪用が問題に

なっている」と言及。「加害者とされる側にも配慮した制度が期待される」と見直しを求めた。

判決によると、2012年に妻は子供を連れて別居した。夫の申し立てを受けて家裁が夫と子供の面会交流を命じたが、

16年に妻がDV防止法に基づき支援を求め、県警は「支援の要件を満たす」との意見書を作成。これを受けて自治体が妻の住

面会を阻むためにDV被害を訴えたと判断。県警が必要な調査を怠ってDVと判断したのは違法だと結論づけた。

福田裁判長はさらに「別居する親と子供の面会を妨害するためのDV支援制度の悪用が問題に

なっている」と言及。「加害者とされる側にも配慮した制度が期待される」と見直しを求めた。

判決によると、2012年に妻は子供を連れて別居した。夫の申し立てを受けて家裁が夫と子供の面会交流を命じたが、

16年に妻がDV防止法に基づき支援を求め、県警は「支援の要件を満たす」との意見書を作成。これを受けて自治体が妻の住

民基本台帳の閲覧を制限したため、夫は子供と会えなくなった。妻側は訴訟で「DVがあったことは事実だ」と主張、県側も「被害者保護のためにDVと判断したことに問題はなかった」としていた。

判決は4月25日付。妻